

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
理事長 有馬正高

日頃より重症心身障害児の教育・医療・保健・福祉の向上のためにひとかたならぬご尽力、ご配慮を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童にとっては、適切な設備が整備され、高度な専門性と支援体制を備えた現行の特別支援学校でなければ、安心して通学することも、いのちの保障すらなりません。

充実した設備と専門性を兼ね備えた特別支援学校において、それぞれの障害の状況等に応じた、きめ細かな対応が一人ひとりの持つ可能性を伸ばすことにつながります。障害種別とその特性に配慮しつつ、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるよう施策の充実をお願いします。

1 特別支援教育における医療的ケア

医療的ケアの実施体制が、今後更に充実され、看護師が適正に配置されるよう財源措置の拡充をお願いいたします。

現在、担当する教員が実施できる医療的ケアについては、3つの行為に限定されているため、障害の重度・重複化に対応し、それ以外の医行為に必要な子ども達のためにも看護師が適切に配置されるようお願いいたします。また、地域間での格差が是正されるようあわせてお願いいたします。

2 可能性を引き出す教育

重症心身障害児者は、自ら生きようとする力、人の愛を感じて返す笑顔や、何かを伝えようとする微かなサインで、いのちの大切さ、無限の可能性を伝えてくれています。

特別支援教育の実施にあたっては、この重症心身障害児者からのメッセージを受け止め、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いいたします。

3 特別支援学校における支援体制の充実

地域によっては、近隣に特別支援学校（知的）があっても医療的ケアの対応が不備のために訪問教育に頼らざるを得ない状況が続いております。

特別支援教育の理念が活かされ、身近な地域で教育が受けられるよう環境の整備を推進していただくとともに地域格差が是正されるようお願いいたします。

また、障害種別、障害特性に配慮した教育体制が確保されるよう、以下の点に配慮してください。

- ① 障害部門別制の実施（特に医療的ケアの必要な重度・重複児童生徒への配慮と

個々のニーズに合わせた教育)

- ② 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上
- ③ PT、OT、STなどの専門家の配置
- ④ 長期的な視点に立った教育的支援を行うため、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定及び「個別の支援計画」の作成による一人ひとりに応じた教育の促進

4 送迎に関する支援体制の充実

重症心身障害児の場合には、通学時の送迎が必要となりますが、医療的ケアを必要とする子どもは通学バスの利用ができず、多くの場合、保護者がその役割を担っています。これにより保護者の都合によって通学の機会が左右されることになりかねず、自立した学校生活を送ることが困難です。

このことから、通学を望むすべての子ども達の教育を受ける機会が確保されるよう医療的ケアを必要とする子ども達の通学バスの利用について配慮されることをお願いいたします。

5 関係機関・関係者間の連携

医療的ケアの必要な子どもの場合は、特に、医師・看護師・保健師・ケースワーカー、ホームヘルパー等の医療・福祉関係者とのネットワークが欠かせません。そのため、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして、その体制づくりを更に強化してまいりますようお願いいたします。